

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄における日章旗掲揚問題

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-13<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788</a> |

宜興縣志  
40

問、沖縄、宜野湾市における日本国  
旗事件の概要如何

答、(1) 1月1日午後1時頃、宜野湾市  
[REDACTED] 土人方の門に掲げられて  
日の丸と馬に乗った米兵が引きずり  
つて逃げた事件が発生した。

(2) 事件は地区警察より直ちに MP に  
引継がれ、MP の調査の結果  
1空軍 [REDACTED]  
米陸軍の [REDACTED]  
の所為なることが判明した。

(3) [REDACTED] は 2 日午前 11 時  
頃 部隊の当直将校とともに  
[REDACTED] 土人方を前に、盗んだ日丸  
を返却、謝罪した。半價金  
(半價金 5,000 を出たか受け取扱)

GA-4

(2) (1) 1月午後2時頃、同市 [REDACTED]  
[REDACTED] 土人方の門に掲揚された  
日の丸が通りかかって米兵によつて  
盗まれた。  
~~本人は隊員に付随して~~  
~~事件生、上官の説教に従つて本人が~~  
[REDACTED] 土人方を前に、日の丸を返却  
し上年半價金と 12.5 ドルを置き  
て帰つた。  
本人は土産にする積みで口旗を  
侮辱する等の悪意はなかつたの  
ことである。

(3) 他の 2、3 国旗の紛失事故  
があつたとのことであるが、~~本件も確~~  
~~認する公報はない、これが米兵の所為であ~~  
[REDACTED] であつたとの報告はなし。

GA-4

外務省

向; 宜野湾国族窃取事件の漏れ  
米国側は如何なる措置をとめたか  
答、本件の発生の関連より、現地米軍当局  
のとった措置は次の通りである。  
(1) MPは直ちに捜査を開始し、犯  
人を検挙した。  
(2) 又、交渉場会合にて本人が被害者  
を説明し、現局を及ぼす上  
訴を許可した。 [本人は弁護士を選出]  
[土方]は部隊の考慮を  
校へ同行した。 [土方]は  
本人の弁護士を選出せられた。  
(3) 米陸軍司令部 情報將校从

GA-4 外務省

3日午後 [土方]と会見、遺憾  
の意を伝え、又 同情報將校从  
報道關係機関を巡回事件の  
事実關係を説明すると共に  
軍との遺憾の意を表明した。  
(4) 在京米口大使館は [日外]へ  
筋書きされ、本件の発生を通報  
するとともに、米軍当局が遺憾  
の意を表した旨を伝えた。  
(5) ウトソン高級幕僚官及び陸海空司令官へ  
最高司令官より、陸海空司令官へ  
日本民族を尊重する旨を下し微意を  
述べた後訓令し、全軍へ日本民族を  
損傷した場合、米口、極東での最も  
重要な同盟を侮辱したこととして罪賊省  
ヒカルの旨を警告した。

GA-4

(1) 宜野湾口旗窃取事件に対し、  
政府は如何なる措置をとったか。  
米口政府に対し抗議する意向はあるか。

答、先般のエサリにおける事件は統々  
兩國のような事件が発生した  
ことはまことに遺憾である。今後  
米軍当局の一層の注意を喚起し、  
取締の徹底方を要望するものである。

日本件の實際を以て、  
①本人は被害者宅で前記で謝罪  
盗人の口旗も  
返却されたり、事件は全  
く不心得な個人の心ない行為で、  
口旗又はわが國に付し侮辱する  
等の意思はなかったと認められることは

(2) 米軍当局に遺憾の意を表  
明していいこと。  
吉野事件は軍の最高責任者に付し、  
③在沖縄全軍に付し、日本  
口旗を尊重すべき旨を命じ、差し  
本件を損傷するものは米口の同  
盟の侮辱の罪とわるべく告ぐ。  
一 緊急していいこと  
が付けられ、この種の事件が発生すればおおか  
きな状況はこれまでと異なり  
うが、米口側にあり本  
事件の発生を心から遺憾の  
誠意をもって善後措置を講  
じていいので、政府とては  
更に本件を取り上げて  
半口政府に対し抗議する事の  
措置を取る意向はない。

参考 1

日本刑法

(1) 外國旗損壊罪

① 外國に拂し、侮辱を加える目的で、(1)  
國の國旗や他の國章を損壊、除去、  
汚穢(たき)めたりは、一ヶ月以下の懲役。

② 口旗や他の國章は、個人が私的  
掲揚する等と合意せしむるか、  
通説では (団旗主)

(2) 國章とは、國家を代表象する徵彰である。

しかし、これらは國章といふ概念は、  
オペラの國家を表象する徵  
彰と信ずる、といふことか、(一定の場所)

一定の物件(1)國家本部が存在する

ことを表現するための國のうちのもの

國章の類。

GA-4

外務省

(参考) 2

国家間で國旗問題が紛糾する

大前例はあるが、友好関

係にある國の間で、心灰(こり)い

人が特別の悪意もなく口

旗を窃取(くわくしゆく)しようの場合、

旗口側から抗議(こうぎ)すとか

如きことは口座内(くさいない)、裏包(うひふく)

性行(じゆぎょう)等(とう)

口旗問題が紛糾するが、而

國家間の利害感情(りさうじょう)が

ある際、悪意(あくじ)の口旗事件が

発生した場合(ばん)である。

GA-4

外務省

1月8日、琉球丸主法隆院は、高麗  
并び官吏抗議の決議を採  
扱いた。

1月10日、口説の祝祭台がある元生の場所  
土川丸の口説を授壇した。

日本12の威信を著し傷つけたが  
いても、口説信義を守らざりて  
26のことを、1月14日より攻撃し、従事、  
琉球主法隆院本院訴せられ、3度  
抗訴し、かく15日後兩山に登出された。  
遂に改措置方を要求され、旨。

GA-4

2月2日 外務省

総理府特連局

沖縄における日の丸事件について

南連事務所からの電報、1月4日

発 南連事務所 北条 次長 (1月3日)  
あて 特連局 カー課長 (1月3日.自光)

電文

1月1日午後1時半吹宣野瀬市 [REDACTED]

[REDACTED] 方で掲揚中の日の丸 130人が馬に突つた  
米兵により持ち去られた」普天間署は MPに事  
件を引き受け 倒馬者から調べて犯人検査(犯  
名は公表されていない)、車の発表にされば犯人  
謝罪のうえ5ドルを弁償したとのこと」このほか  
同様事件が「同市内と中城村で二件あるよしむる  
が犯人は不明」何方の指示か待つ」北条

総理府

(注)

1. 地元新聞は、本事件について1月3日の  
八面において、また1月4日の四面におい  
て再度とりあげている。

2. 電文中の軍の発表というものは、陸軍司  
令部情報将校 A. クップ中尉が  
談話の形式をもつて次のように発表した  
ものである。

「日の丸事件は遺憾である。同事件  
に關係して米兵は直ちに逮捕され  
所属部隊の指揮官が懲戒の措置を  
とった。米軍はこのような重大な事件が  
二度と起らぬよう各部隊で十分  
紀律をひきしきる。」

3. また指揮官が本人を被害者宅に連れ  
て行き謝罪させた。

4. 新聞報道より他二件は不明じ日下調査中  
(警察が調査中)である。

総理府

総理府特連局

沖縄における日の丸事件について

1月6日 15時40分、南運事務所から電話連絡

① 1月5日、沖縄県祖国復帰協議会代表者

が、日の丸事件について米民政部(海外局)に  
対して抗議した。

米民政部においては、エミー 海外官が应对に  
あたり、陳謝の意を表した。なお、同氏は抗議  
文を高等弁務官に手渡すことを約束した。

また、別に民政官に対しても手書を通じて  
抗議文を手渡した。

② 調査中の2件については、依然として不明  
である。

総南連第19号

昭和40年1月6日

総理府特別地域連絡局長 謹

那覇日本政府南方連絡事務所長

米兵による日本国旗窃取事件について

1 往電001号をもつて報告のとおり、元旦を祝つて掲揚して  
あつた日本国旗を米兵が窃取する事件が普天間警察署管内で発  
生した。

このうち、犯人が検挙されたものは、次の2件である。

(1) 1日午後1時ごろ宜野湾市 [ ] さん( [ ]) 方の門に掲げてあつた日の丸を馬に乗つた米兵がひきちぎつ  
て逃げた。

本件は、貸馬業者から調査して M P が犯人を検挙し犯人の  
米陸軍 [ ]

[ ] は2日前11時ごろ部隊の当直将校とともに [ ]  
さん方をおとずれ盗んだ日の丸を返して謝罪し、弁償金とし

て5ドルを置いてかえつた。

(2) 1日午後2時ごろ同市 [ ] さん( [ ])

方の門から通りがかりの米兵が日の丸を盗んで逃げた。

本件も犯人が日の丸を返して謝罪したとのことである  
(普天間署の調べ)。

以上のほか、同様の事件が数件同署管内で発生しているが  
米兵によるものかどうかは確認できない。

2 (1), (2)の事件につき、米陸軍司令部情報将校 A. カンブ中  
尉は3日午後、報道関係者をまわつて事実関係を説明すると  
ともに遺憾の意を表明した。

3 復帰協ではこのような事件を重視し、5日午後別添抗議書  
を高等弁務官あてに提出し善処を要望した。

4 今回の事件は、オリンピック聖火歓迎の時に続いて2度目  
であるという点では重ねがさね遺憾というほかはない。しか  
し、今回の場合は日の丸の所有者が個人のものであつて公の  
ものでないこと、国旗侮辱の意図に出た行為ではなくみやげ  
にしたかつたように見受けられること、犯人の迅速な検挙と  
謝罪がなされていること等もしんしやくの上日本政府として  
は態度を決定されたい。

5 なお、本件についても警察当局は当事務所に対する直接の  
発表を避け、U S O A Rにおいて外交的に処理すべき性質の

ものと判断するので、U S C A Rへ照会されたい旨普天間署から申し入れがあつた。以上の報告は、沖縄タイムス、琉球新報N H K、復帰協等の情報に基づいてまとめたものである。

総理府

## 米兵による丸損傷についての抗議

正月元旦と二日に宜野湾市にて米兵が日の丸七りゆうをぬすみとつた事件が起つてゐる。正月を祝つて民家の門にかかると、正月元日には、星条旗には、敵意をもつ米兵が日本国旗に対する見せ方には、ちぎつて敵視していられるからこそかゝる乱暴を働くものと見なけられていた。これがなんな不幸な事件が後を絶たない限り、米国の威信は地におかれがつて事件後、犯人の米兵が詫罪し、懲戒に処せられたがつて自然な感情である。

正月三日間は弁務官布令で日の丸掲揚が法的にも許されて以来、中部の基地の街にもようやく日本の立並ぶよりになつてきた矢先であります。軍當局は日本国民に正式に謝罪しが、こゝに再び敵の措置がとられる國旗がひきちられて盜まれるようでは、われわれの國旗を守るために全力をあげる。正月や祝祭日に開催された事件をひき起さないようも米兵に盗まれたり、破られたたりした事件が発生してきて、やはり度ど丸がこの措置がとられる。正月や祝祭日に掲揚している日の丸がこれまで幾度も米兵に盗まれたことが多いために、軍當局は、まさに出来事の原因を説いて、やはり度ど丸の抗議を行ひ、軍當局は完全に奪われて盜まれることになる。

正月三日間は弁務官布令で日の丸掲揚が法的にも許されて以来、中部の基地の街にもようやく日本の立並ぶよりになつてきた矢先であります。軍當局は日本国民に正式に謝罪しが、こゝに再び敵の措置がとられる國旗がひきちられて盜まれるようでは、われわれの國旗を守るために全力をあげる。正月や祝祭日に開催された事件をひき起さないようも米兵に盗まれたり、破られたたりした事件が発生してきて、やはり度ど丸がこの措置がとられる。正月や祝祭日に掲揚している日の丸が二十本余り米兵によつては商元の園係で、かゝる目には会つても表面に出されわざり入り入りしていいたことが多い。

正月九月にも未だ盜難又は破損火りレ！」歎迎の日の丸が二十本余り米兵によつては商元の園係で、かゝる目には会つても表面に出されわざり入り入りしていいたことも多い。あたりでは商元の園係で、かゝる目には会つても表面に出されわざり入り入りしていいたことが多い。

一九六五年一月五日

これをぞそるが、それだけではある。正月の大問題であります。正月三日間は弁務官布令で日の丸掲揚が法的にも許されて以来、中部の基地の街にもようやく日本の立並ぶよりになつてきた矢先であります。軍當局は日本国民に正式に謝罪しが、こゝに再び敵の措置がとられる國旗がひきちられて盜まれるようでは、われわれの國旗を守るために全力をあげる。正月や祝祭日に開催された事件をひき起さないようも米兵に盗まれたり、破られたたりした事件が発生してきて、やはり度ど丸がこの措置がとられる。正月や祝祭日に掲揚している日の丸が二十本余り米兵によつては商元の園係で、かゝる目には会つても表面に出されわざり入り入りしていいたことが多い。

沖縄県祖國復帰運動議会

琉球列島米国

高等弁務官

アルバート・ワトソン中将

としている。しかし相次いで日の丸破損事件が起つてゐるとこれらからするといふのが、軍紀がゆるんでいいる証拠であり、日本人へつての感想が底にかかるところからするといふのが、軍紀がゆるんでいいることを見逃すわけにはいかない。

琉球列島米国

高等弁務官

アルバート・ワトソン中将

秘

アメリカ局長

参事官

米課長

### 沖縄国旗事件儿開拓件

40.1.8.  
米、北

1. 1月8日朝 特連局彦一課長より 技術的、  
沖縄の祖国復帰協会より、1月1日の宜野  
湾市、國旗事件に対する民政省の抗議  
文書を、民政省報道部係官は  
本件は既に外交ルートを通じて遺憾  
の意を表しきると述べた。由南壁  
からも報告あり、また新南ルル報道士が  
ているが、大使館からは遺憾の意  
を表明越えてきたが、またかの場  
合には、専門外交ルートで遺憾の  
意の表明を要求できるものか、その  
傾向があつた。

GA-4

外務省

2. ニルヒヌシ技術的、同じ國旗でも  
官公署等の公式の場で掲げられてゐる  
場合と、個人が旗意を表すもの  
掲揚してゐる場合とでは、性格が  
多少違うようである。國旗ル  
開拓事件では、凡ての場合  
ル、必ず外交ルートを通じて遺  
憾の意を表すべきものであるとは  
云えないのであるが、政治的判断  
でいつような措置をとつた方が  
よい場合が多いと云ふ点で  
ある。  
今後もしニルヒヌシ事件が起らなければ  
云えないので、いつ取扱いは検討  
しあきたい。

GA-4

外務省

今回、事件については先般アーニス  
書記官より中島課長の要請が  
あつた。その内容は既述したと  
いが、これをもう一回遺憾の意の  
表明があつたと説明するところが  
可能であるから知りたい、と  
聞へるがいい。



外務省へ

アメリカ局長

参考書

総南連第19号

昭和40年1月9日

總理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

米兵の日本国旗窃取事件に対する立法院の抗議  
決議と民政府への照会結果について

去る1月1日～2日宜野湾市で発生した米兵による日本国旗窃取事件に対して、1月8日立法院は高等弁務官あて抗議決議を採択したので、同事件の事実関係につき民政府に照会した結果とともに次のとおり報告する。

1 立法院の抗議決議について

決議文の内容は別添のとおりである。

立法院各派とも抗議決議を行なうことは意見が一致していたが、人民、社会両党は謝罪と当事者の処罰を要求すべき文言を入れるべきであると主張したため調整にてまどり、結局民主、社大両党提案のものと人民、社会それからの提案とがあり、

民主、社大両党提案のものが多數で採択された。

2 民政府に対する照会結果について

当事務所涉外係長が、同事件について民政府涉外局係官

Emme氏から8日聴取した内容のメモおよび同文の仮訳は別添のとおりである。

なお、Emme氏は次のように補足した。

- (1) 同メモに述べられている2件以外には現在までのところ確認されていない。
- (2) 復帰協代表に対して述べた事項として当地新聞紙上(1月6日付沖縄タイムスを指す)に米政府が日本政府に対し遺憾の意を表するであろう。」と報道された件につきその事実の有無をただしたところ、これは正確な報道ではなく「もし本件に関し政府間において意思表示が行なわれるとすれば、それは外交チャネルを通じてのみ行なわれるべきものである」旨述べた趣である。

(本信写送付先) 外務省アメリカ局長(総南連第19号  
写を含む。)

總理府

決議案第五号

米兵による日本国旗損壊に対する抗議決議案

右の議案を発議する。

一九六五年一月八日

発議者 紗江朝功夫幸

立法院議長 長嶺秋夫殿

知念花英

・・・・・(別紙)・・・・・

委員会審査省略要求書

米兵による日本国旗損壊に対する抗議決議案

右の議案については、立法院法第四十三条第四項但書の規定に基づき  
委員会の審査を省略された。

一九六五年一月八日

発議者 紗江朝功夫幸

立法院議長 長嶺秋夫殿

米兵による日本国旗損壊に対する抗議決議

昨年九月、世紀の祭典であるオリンピックの聖火リレー歓迎のための日本国旗が、コザ市をはじめ国頭村及び名護町等において米兵により損壊された不祥事件は、住民に大きな衝撃を与えた。

この事件当時にも、厳重なる抗議がなされたのであるが、一九六五年の元旦に宜野湾市において、再び米兵が日本国旗五旒をちぎりて盗みさるという事件が発生したことはまことに遺憾である。

国旗は、国家を象徴するものであり、自国の国旗を尊重するのと同様、他の国々の国旗についてもその尊厳を重じなければならない。國家的祝祭日である元旦に掲揚された日本の国旗を損壊したことは、日本國の威信を著しく傷つけたばかりでなく、國際信義(International Goodwill)もとるものであり、激しい怒りを禁じ得ない。

よつて、琉球政府立法院は、今回の不祥事件に対し、院議をもつて強く抗議し、かつ、今後二度とこのような事件が惹起されないよう米軍当局において厳重かつ適切な措置を講ずるよう要求する。

右決議する。

一九六五年一月八日

琉球政府立法院

琉球列島高等弁務官 あて

1. 1月1日、若い空軍兵が宜野湾市の私人宅から日本国旗を持ち去った。新しい旗竿につけられた国旗は同空軍兵12 よつて返還された。同人はその上官とともに、彼の衝動的行為に被害者に対し陳謝した。
2. 同市における国旗事件に關係して若い陸軍兵は~~空~~ 宅に上倣により逮捕され、その思慮を欠いた行為に~~對~~ 陳謝し~~升~~ 償方の要求された。同陸軍兵は陳謝及び弁償として~~レ~~ ブチのため国旗を持ち去らされた琉球人を訪問した。同陸軍兵はなんり悪意で持つていたのではなく、みやげとして国旗を持ち去ったものである。(国旗 자체も返還された)
3. 琉球米陸軍の情報將校も前記2.の琉球人を訪問し、新聞発表予定の情報を前以て同人に知らせるとともに、不幸な事件に対する遺憾の意を表した。

1. On January 1 a young airman removed a Japanese flag from a private property in Ginowan-shi. The flag with a new flagstaff was returned by the airman who together with his commanding officer apologized to the person victimized for his impulsive act.
2. A young soldier who involved in a flag incident in the same town was apprehended and required by his commander to apologize and make restitution for his indiscretion. The soldier visited the Ryukyuan from whom the flag was taken to apologize and pay 5 dollars in restitution. This soldier did not have any malicious intent but took the flag as a souvenir.
3. The information officer, USARYIS, also visited the Ryukyuan referred to in No. 2, above, to advise him in advance of the information being released to the press and to express his regret for the unfortunate incident.

アメリカ局

北米課長

### 宣野湾市における国旗窃取

事件ルンバ2.

40. 1. 11

米、北

支

1月1日 宣野湾市ルンバ2 米兵ルによる日本國  
旗持去リ事件が発生した。

南連事務所ヨリの事件概要報告ルンバ2  
事件は乙所で発生し、丙所は空軍兵、

乙丙所は陸軍兵ルによる事件で、空軍兵は  
被害者ル陳謝し、国旗代の補償ヒル

ヒルを支払つた由である。

また、8日 琉球立法院は民政省に及

し抗議の決議セリと趣であるが、本件ル  
は日本政府ヒルヨリ之を措置振ル

ルは相談ルヒル、ヒル 1月11日

GA-6

外務省

北米課長を来訪した。

其の際の口頭向題ルヨリ質問

次々通ヒ、

(問) 薄一深共、答、中島北米課長)

(問) 琉球立法院エ、このよう云々

としてル、事件は日本國旗ルヨリ

ことである。日本政府ヒル、何等か  
措置をとらなへルヨリが、一体米

國側からは正式ル陳謝は、意を表し  
未だか。

答、米門大使館から書信で(未訪ルヒルの  
ことで、もとルが、佐藤洋介の諸般の用

務多忙のため書信で、疎忽せた)

事件発生の事実を通報ヒル。

GA-6

外務省

1句, 陳謝いたが。

答, 特別に陳謝はいふ言葉はなかつた。  
正確に言ひとすれば「軍が本事件

の発生を遺憾としていることを一般  
に對し表明いた, これを通報した

まことにと言ふべきである, 細かい  
ところは、事件を通報してきたこと

先方には陳謝の意を含めてゐる, と  
は言えるであらう。

1句, 抗議するか。

答, 現在までの状況では、抗議  
する積りはない。先方から進んで

あやまり来りる。而も窓で帰つた  
国旗も返却いた。別段国旗を

汚損、侮辱いた行為もなかつた。  
部隊からも人が行つて謝罪した,

この様な状況であるから、今更に3  
抗議するることは考へていられない。

上記のよろん本人も来りあやまつた,  
にも拘らず政府が抗議する、とかうニヒビ

外れ余程の事情で今在りませり  
一般の友好国間では行かない

ところである、口旗問題が紛糾した  
例はあるが、これは口家の口才立場

併かあつて、仲良川の隣の  
ことである

向、陳謝が左かんヒスルば、国内的左  
言説附せうすか

答、現地軍ヒズは陳謝は12月3日、大使館  
がヒルを通報ヒズきた。この際大

使館ヒズ陳謝するヒリ言葉がなか  
つたから、更めヒズ陳謝すると言ひ

なエヒキテ言ふ必要はナリのでは  
ないか、先方の通報のうちには

陳謝の気持ちが含まぬ。

向、琉球立法院が抗議の決議ヒズ  
いは、1句題は日本ノ國旗ル1封ナ

ニシテある、日本政府ヒズ体ヒ  
シナヒモよいか。

答、國ノ威儀示す、國王表象すル

公の施設等ル掲揚セル在場会

佃人が自分の家ル掲揚1ヶ場会、

ヒは同じ國旗アリの意味、性格が  
大介違うと思ふ、

この逆の様在場会、恐らく米国を  
問題ヒナリである。

今回の事件の場合、米口側々不全  
の措置ヒツキ、換言ナルは“失

況は極め良好である、ワトソン  
以来、米口は極め低姿勢である。

先方が低姿勢であるから、わが方は高姿  
勢でゆく、といふ行き方はどうアガリカ。

② 特選局長は口会の開催等より、  
「抗議状陳謝せり」二七か八四要旨  
と考へる。旨特選一連の行為をも。

### 参考

#### ① VI 日本刑法

##### 外口口旗摸壊罪

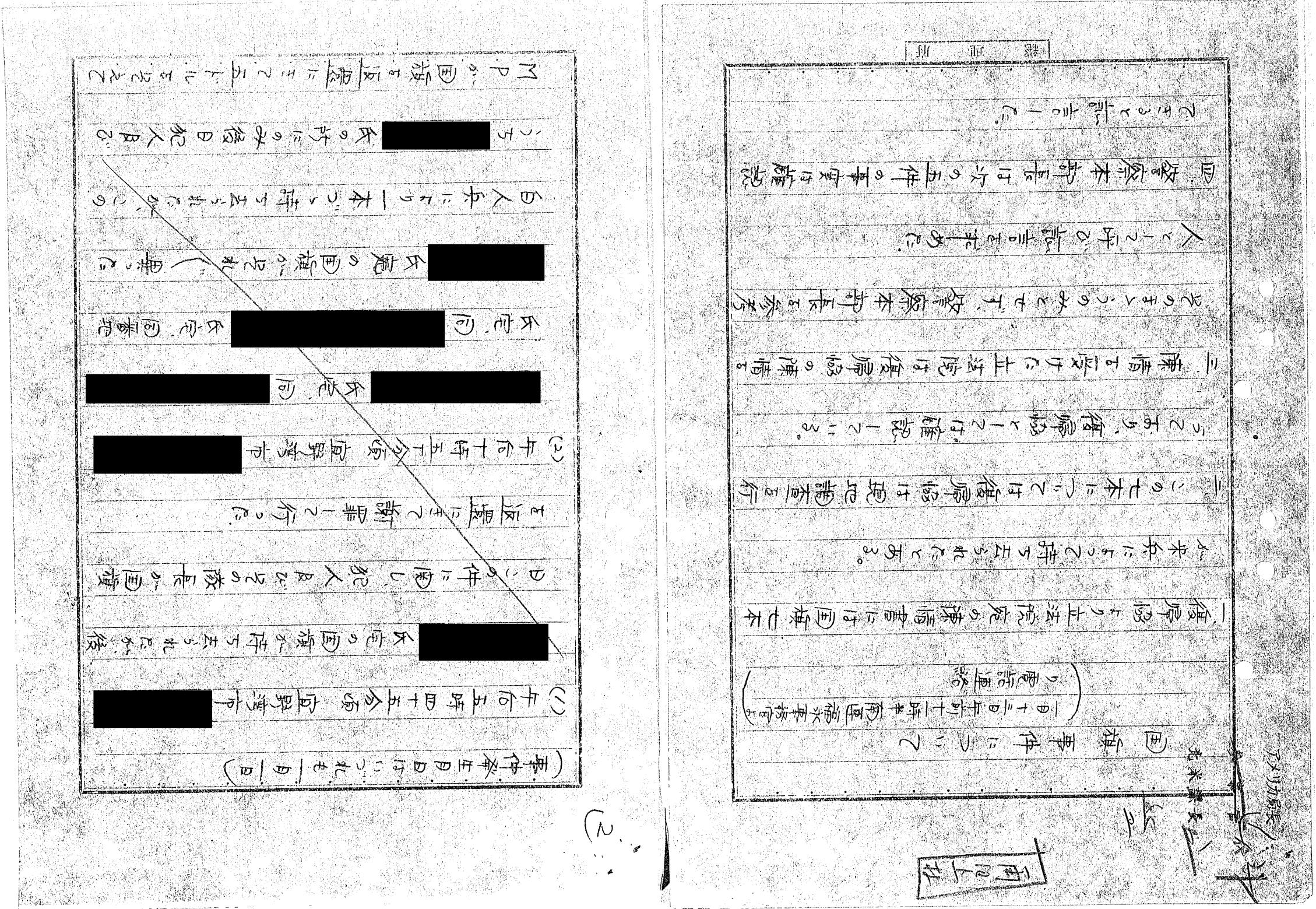
(1) 外口ル社レ、侮辱せんれん目的で、  
外口の国旗の他の國章を  
摸壊、除去、汚穢した者は  
一又罰せらる。

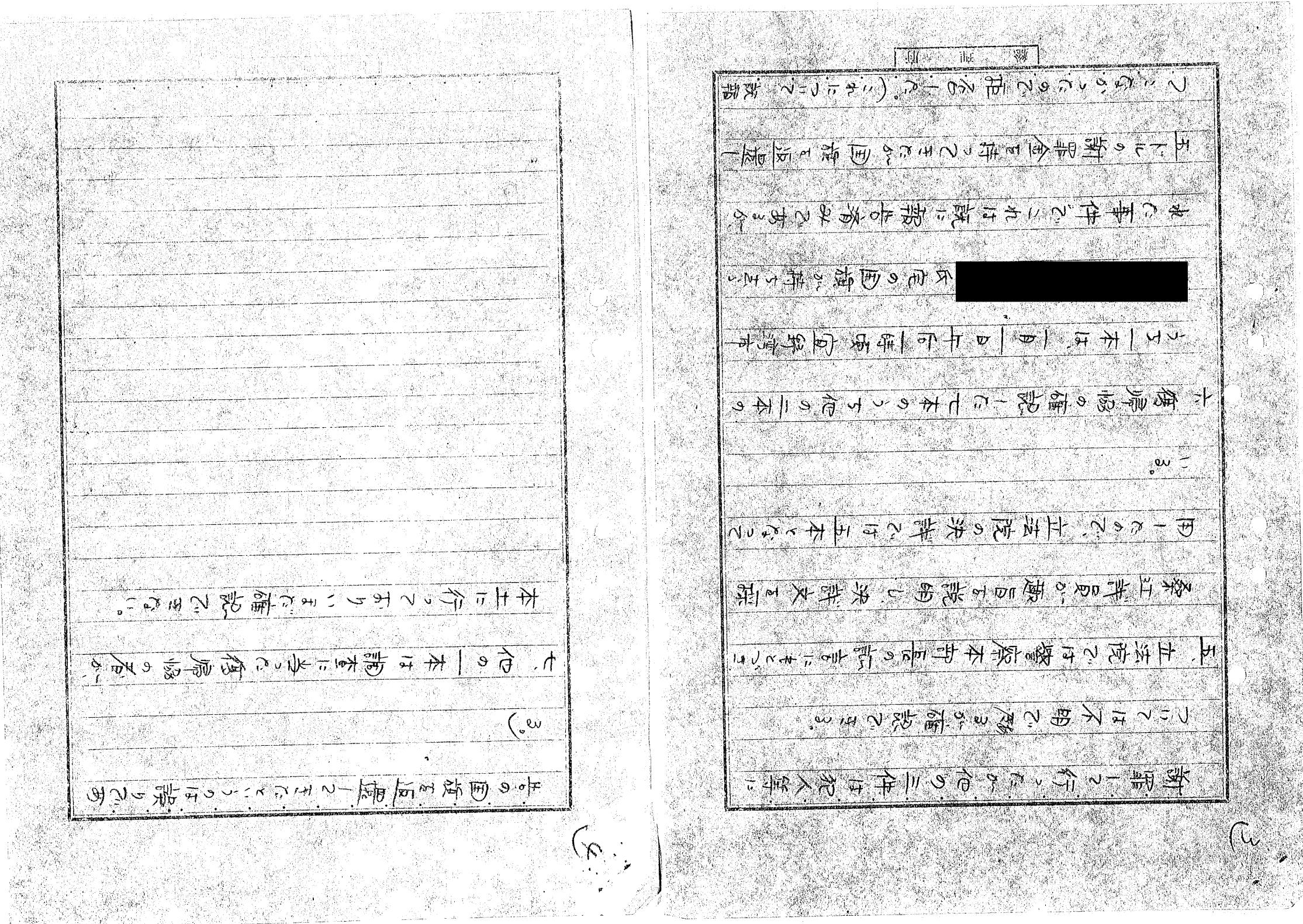
##### (2) 口旗の他の國章は、個人が私的

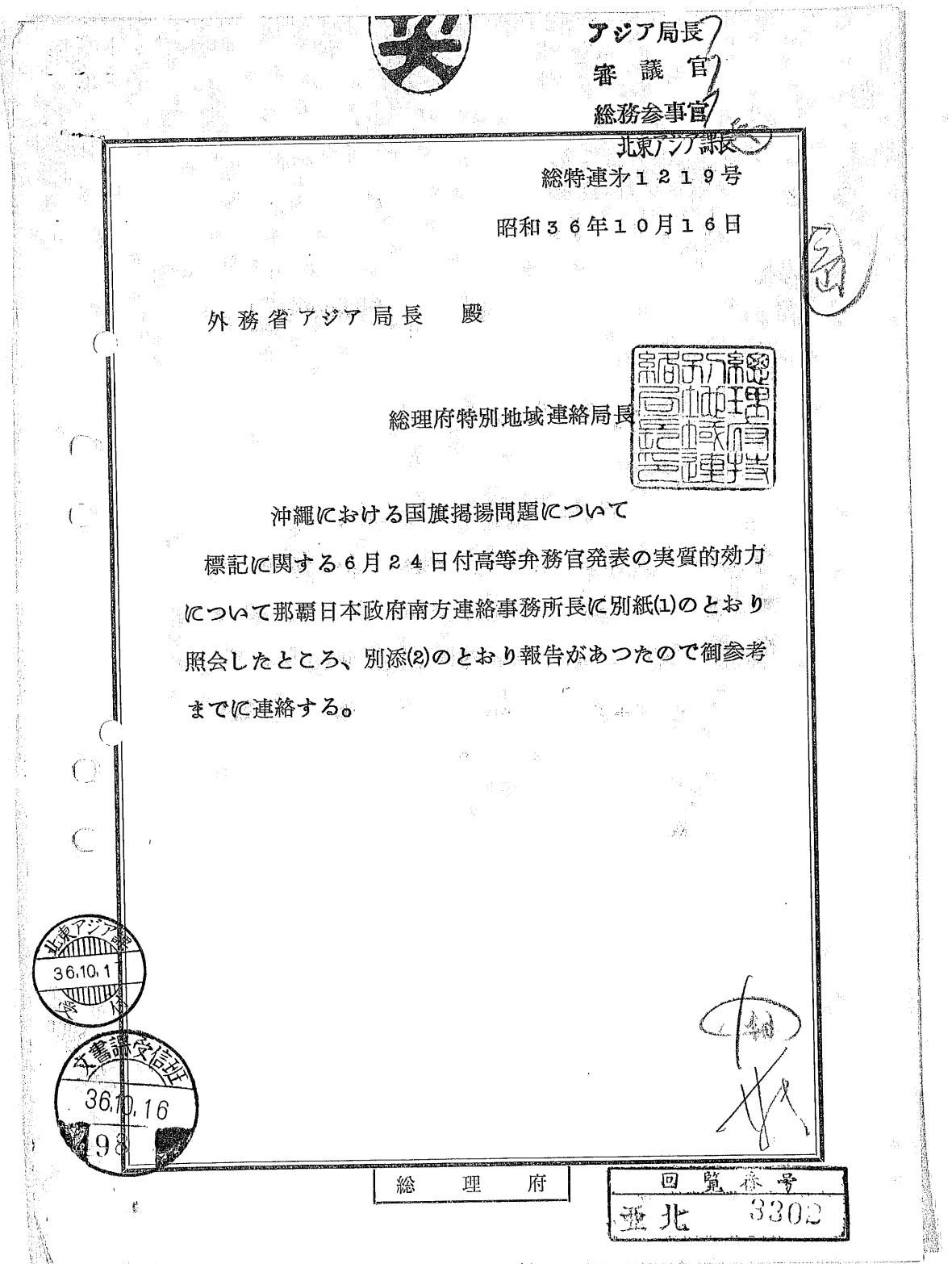
に掲揚するものと食事在りて  
の如通説である (國旗毛毛)  
而も法

##### (3) 口章とは國家を表象する徵影である。

しかし、二二二三國章との概念は、  
オペラ、國家を表象する徵影を食事、  
ヒル、それが一定の場所一定の  
物件ル、國家权力が存在するとして  
表現するため用いられる。口章の類







総特連那第 555 号

昭和 36 年 9 月 15 日

( ) 那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

( ) 総理府特別地域連絡局長

( ) 国旗掲揚問題について

6月 24 日付貴信那第 553 号について、8月 23 日高等弁務官は、行政主席に書簡を送り、「お盆の日」に政府建物に日の丸を掲げることを認可すると通知したことである。

(沖縄タイムス 8月 23 日夕刊) これは、布令第 144 号 2-2-20 但書の特別許可を行なつたものと考えられるが、6月 24 日付高等弁務官府発表は、布令第 144 号の効力に何らの影響を及ぼさないかどうか、この点につき米国側、現地側の見解を報告されたい。

また、上記が否の場合、今後同布令を改正する意向の有無も併せてお知らせありたい。



那 第 830 号

昭和 36 年 10 月 4 日

( 総理府特別地域連絡局長 殿 )

( 那覇日本政府南方連絡事務所 )



### 国旗掲揚問題について

9月 15 日付貴信總特連那第 555 号をもつて照会のあつた標記の件に關し、民政府法制法務部副部長（下記 1 ）及び琉球政府法務局長（下記 2 ）からそれぞれ聽取したところを次のとおり報告する。

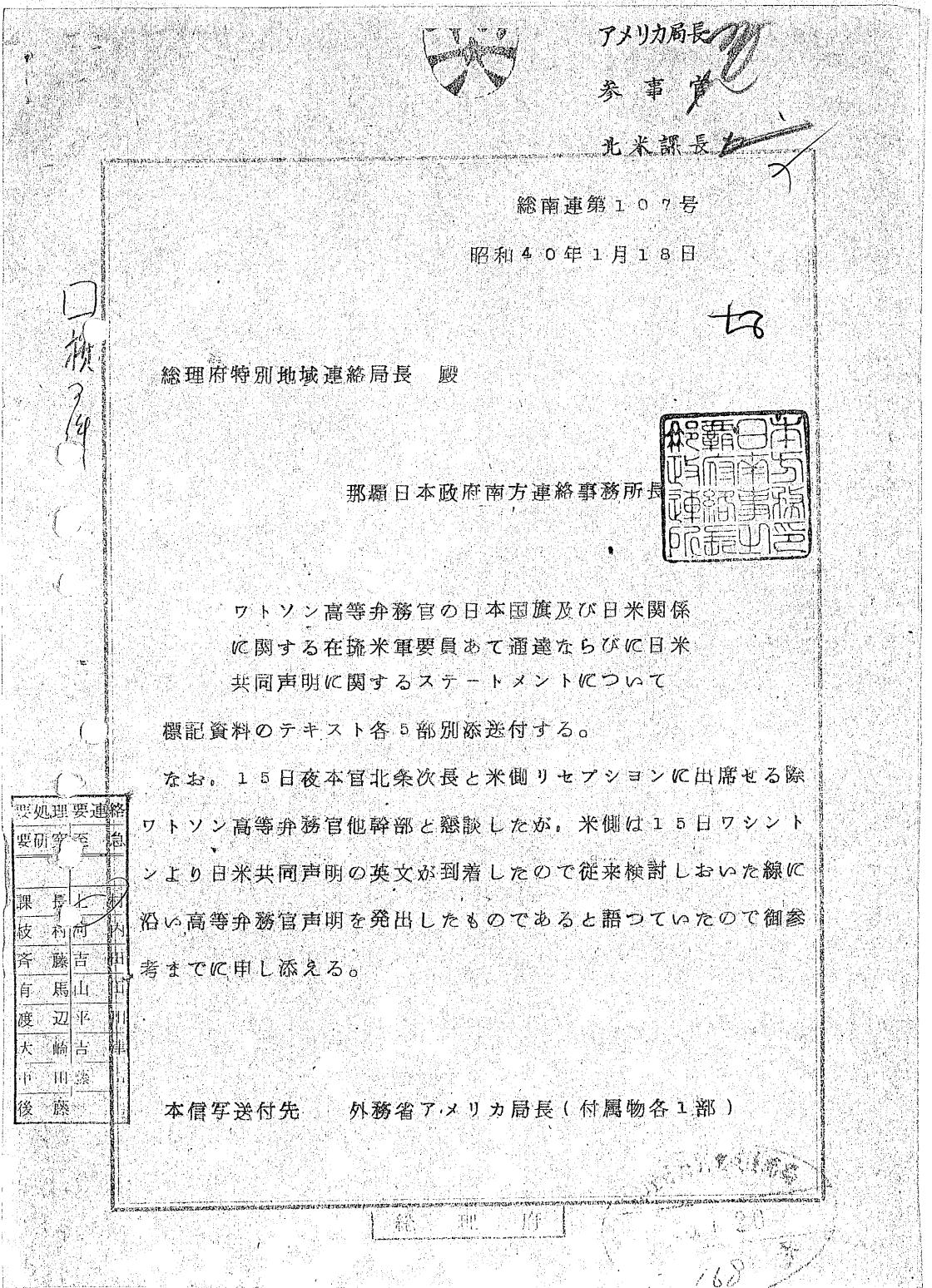
記

1 6月 24 日の高等弁務官府発表は、布令第 144 号 2-2-  
20 但書に基づき、琉球で認められた日本の休日、新年の 3 日間及び琉球の休日に日本国旗を公共の建物に掲げることを「包括的に」許可したものである。同発表以来 3 回の休日（お盆の日、としよりの日及び秋分の日）に際しその都度高等弁務官から行政主席あてに掲揚許可の書簡が送られているが、前記発表

が包括的許可である点からしてこれは必ずしも必要なものではなく、新方針実施後間もないため急のために取られた措置であると考えられ、またこの書簡の送付が今後何時まで続けられるか不明である。ただ、高等弁務官府発表という形式は実質的には布令を改正した場合と効力において差異はないが、形式的には布令中に明文化した方がより適当と考えられるので、近い将来に改正を行うべく考慮中である。

2 琉球政府としては、6月 24 日の高等弁務官府発表は布令第 144 号の効力に実質的影響を及ぼすものと考えるので、布令改正方を民政府に対し強く要望してある。

総理府



APR208

JAPANESE FLAG

NAHA, OKINAWA, JAN. 15 (AP)-U.S. HIGH COMMISSIONER LIEUT. GEN. ALBERT WATSON II THURSDAY ISSUED A WARNING TO UNITED STATES SERVICE-MEN AND THEIR DEPENDANTS ABOUT TAMPERING WITH JAPANESE "RISING SUN" FLAGS AUTHORIZED TO BE FLOWN ON THIS UNITED STATES ADMINISTERED ILSNA DUN LEGAL RYUKYUAN HOLIDAYS.

WATSON'S MEASURE WAS INTERPRETED BY RYUKYUAN PRESS OBSERVERS AS A PRECAUTION IN VIEW OF FRIDAY'S "ADULT DAY" CELEBRATION, A LEGAL HOLIDAY. SOME JAPANESE FLAGS WERE FLOWN FROM PRIVATE HOMES, SCHOOLS AND GOVERNMENT OFFICES BUT NO INCIDENTS WERE REPORTED.

EARLIER THIS MONTH, RYUKYUAN LEGISLATORS HAD PASSED A RESOLUTION PROTESTING AN INCIDENT ON NEW YEAR'S DAY WHEN SEVERAL KADENA AIRBASE ENLISTED MEN SNATCHED A FLAG FROM A PRIVATE HOME. A SIMILAR FUROR ERUPTED LAST SEPTEMBER WHEN SOME FLAGS FLYING IN KOZA WERE TAKEN FOR SOUVENIR WHILE DISPLAYED TO GREET THE OLYMPIC TORCH'S ARRIVAL ON OKINAWA.

THE INCIDENTS SPARKED A BRIEF CONTROVERSY IN JAPAN. FOLLOWING THE NEW YEAR'S INCIDENT AIR FORCE AUTHORITIES RENDERED APOLOGIES AND RETURNED THE FLAG. THEY SAID THE INCIDENT HAD BEEN A PRANK WITH NO POLITICAL IMPLICATIONS.

GRUBNICK 2210HO

アメリカ局長  
参事官  
北米課長

総南連第219号

昭和40年1月28日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

米兵による日本国旗窃取事件について（その2）

元旦を祝つて掲揚されていた民家の日の丸を米兵が持ち去る事件が数件あり、この事件に対して沖縄県祖国復帰協議会（以下「復帰協」という。）が高等弁務官あて抗議書を提出し（5日）、立法院も高等弁務官あての抗議決議を採択し（8日）、一方高等弁務官も今後かかる不肖事件を起こさないよう在琉米軍要員あてに通達を発した（18日）。

これらについては、そのつど報告済みのところであるが（往電第001号、総南連第19号、往電第005号、総南連第70号、総南連第107号）、個々のケースについて公信、復帰協抗議書立法院決議文の間に若干の差異があるのでそのいきさつを次のように報告する。

|     |         |
|-----|---------|
| 要処理 | 連絡      |
| 要研究 | 至急      |
| 課   | 捜査      |
| 枝   | 大 村     |
| 科   | 河 内     |
| 務   | 吉 田     |
| 務   | 馬 山     |
| 務   | 辺 平 川   |
| 務   | 大 崎 吉 津 |
| 務   | 中 田 藤 田 |
| 務   | 後 藤     |

記

1. 復帰協の現地調査結果

復帰協は、4日太田副会長、福地調研部長、比嘉情宣部長らを現地に派遣して米兵による国旗窃取事件を調査し、7本が米兵によつて持ち去られたことを確認したといわれる。

その内容は、次のとおりである。

高級官僚と共にま井  
調査課長

- (1) 1日午後1時ごろ 宜野湾市
- (2) " 午後5時45分ごろ " ○
- (3) " 午後10時50分ごろ " ○
- (4) " " "
- (5) " " "
- (6) " " "
- (7) 日時、場所不詳



2. 立法院における警察本部長の発表

立法院は、決議に先立ち、新垣警察本部長を呼んで事実関係の説明を求めた。立法院議事課長の話によるとそのとき本部長は、次のように述べたといわれる。

「警察局としては [ ] 方のものと、[ ] 方ほか3軒の事件は米兵によるものと認定している。

[ ] 方へは隊長と犯人が謝罪に来ているし、[ ] 方ほか3軒の事件は数人の米兵により同時に取行されたものであり、M P

総理府

と犯人1人が ■ 方へ謝罪にきて日の丸も返しているのでまち  
がいない。しかし、他の件は警察局として米兵によるものと断  
定するに至つてない。」と。

これによつて、立法院は「日本国旗5りゆうをちぎつて盗み  
ざる事件が発生したことはまことに遺憾である」と決議文を作成  
した。

### 3. その他

(1) 5ドルを弁償したのは ■ 方に対してであるうと思われる。

(鰐南連第70号別添の民政府メモ参照)

これが報道の際、 ■ 方と混同したのであろう。 ■ 方へも  
5ドル弁償の申し出はあつたが、「金で解決できることでは  
ない。」といつて ■ 方では受領を拒否したと復帰協では語  
つてゐる。

(2) 高等弁務官の通達により、国旗を持ち去ることは窃盜罪ま  
たは器物棄損罪に該当すると米国側も考えていることがうか  
がわれるが、その後犯人の氏名、処罰等は全然発表されていな  
い。

(本信写付先) 外務省アメリカ局長

總理府

40. 1. 20

### 沖縄における日の丸事件について

1. 本年1月1日、沖縄本島中部地区の宜野湾市において日本国旗5本(旗)が米兵によつてちぎられ、盗みされたと、この事件が発生した。

このことはいち早く米側からしわが方に通報された。事件をおこした米兵のうち二人については、その後部隊の将校にともなわれて、被害者はおとずれ、盗んだ日の丸を返して謝罪した。うち一人は5ドルを賃として支払ったと聞いている。

沖縄駐留の米軍司令部は、事件後1月3日に情報将校が報道関係者をもつて事実関係を説明するとともに、遺憾の意を表明した。

国旗事件(日米特許連合)議会資料

総理府

2. 本事件を重視したフトン・高等弁務官は、1月15日日本国旗及び日本関係に関する在流の米軍要員まで通達を出すという異例の措置をとつて、この通達は、従来の例になかつたことである。極めて重要な米軍の意思表示として我方は歓迎している。

高等弁務官は、通達の中で、(1) 征服者の权利として沖縄に駐留しているかといふ考え方には時代錯誤であること、(2) 米国は日本が琉球に対する主権を有することを認めており、極東の平和が脅威にさらされる状態になつたときに、施政権は日本に返還されることを予想さ

総理府

2

れでいる。また、米国の連邦裁判所は、琉球住民  
が日本国民であることを認めていたこと、(3)琉球  
は、“日本本土の一部”であって、日本との協定によつ  
て暫定的に米国の施政権下に置かれていること  
(4)個人の所有に属している国旗を取り去ることは、  
個人財産の窃盗、又は破壊行為を構成すること  
(5)米民政府布令の規定が犯されたと想定した  
場合、たゞ不恰に使用されている国旗といえど  
一般米軍人及び一般大衆がこれを除きし冒  
涗し損傷し、あるいは持ち去る権利をもえたもの  
ではなく、このような行為を犯したものは民事及び  
刑事上の責任を問われること (6) 沖縄問題が

総理府

3

日米両国間の深刻な問題にならないようには保  
証するグラウシントンカラ指示を受けており、この指  
令を完全に実行するつもりであること (7) アメリカ  
兵が犯した日本国籍の損傷事件は、日米両國  
政府の関係に深刻な摩擦をもしかけたが、  
このようなことが再発しないよう最大の努力を払  
つて防止することについて各部隊が最善の協力  
をすべきことを説いている。

(注) 1965年1月8日の琉球立法院決議による。

総理府

4